

【東条病院介護医療院短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護重要事項説明書】

<令和 6年 8月 1日現在>

1 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設の名称	東条病院介護医療院
所在地	千葉県鴨川市広場1615番地
介護保険指定番号	短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護施設 (12B3900083)

(2) 職員体制 (53床)

職 種	人数 (常勤換算)	業 務 内 容	
管理者	1名	事業所の管理及び診療	
医師	2名	利用者の病状を把握し診療に当たる	
薬剤師	1名	調剤及び医薬品の供給・管理	
管理栄養士	1名	栄養管理・食事提供に係る管理	
理学療法士	1名	機能の減衰を防止するための訓練を行う	
介護支援専門員	1名	介護サービス計画の作成	
事務職員	1名	介護保険給付に関する請求及び手続	
看護 師 ・ 介 護 職 員	看護師・准看護師	9名以上	入所者の日々のチェック、保健衛生上の指導・看護
	介護福祉士	3名以上	看護師の指示による日常生活介護
	基礎・初任者研修修了者	1名以上	同 上
	その他	6名以上	同 上

(3) 同施設の概要

定員 53名

療 養 室	4人室	9室 (1室29.6㎡)	診 察 室	1室
	2人室	8室 (1室20.2㎡)	食 堂	1室
	1人室	1室 (1室 8.7㎡)	機能訓練室	1室 1階リハビリテーション室
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽有り		談 話 室	1室 食堂と兼用

2 サービス内容

①食事時間

朝 食 8時00分～ 8時40分

昼 食 12時00分～12時40分

夕食 18時00分～18時40分
原則、食堂にて食事をさせていただきます。

②入浴

原則として、週に最低2回入浴させていただきます。ただし、状態に応じ特別浴または清拭となる場合があります。

③介護

ご希望や状況に応じ適切な介護サービスを提供します。

着替え介護、排泄介護、食事等の介護、オムツ交換、施設内移動の付添い、体位交換、シーツ・包布交換等

④理学療法

1階のリハビリテーション室にて訓練を行います。

⑤レクリエーション

詳しくは行事予定表をご覧ください。別途参加費がかかるものもございます。

⑥健康管理

短期入所療養介護を利用している間、毎日健康チェックを行います。

⑦理美容

当施設では利用者の希望により理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

3 利用料金

(1) 基本料金

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	6,540円 (5,910円)	8,150円 (7,310円)	8,800円 (7,680円)	9,930円 (8,790円)	12,330円 (11,190円)	13,340円 (12,220円)	14,260円 (13,140円)
自己負担額1割	654円 (591円)	815円 (731円)	880円 (768円)	993円 (879円)	1,233円 (1,119円)	1,334円 (1,222円)	1,426円 (1,314円)
自己負担額2割	1,308円 (1,182円)	1,630円 (1,462円)	1,760円 (1,536円)	1,986円 (1,758円)	2,466円 (2,238円)	2,668円 (2,444円)	2,852円 (2,628円)
自己負担額3割	1,962円 (1,773円)	2,445円 (2,193円)	2,640円 (2,304円)	2,979円 (2,637円)	3,699円 (3,357円)	4,002円 (3,666円)	4,278円 (3,942円)

*上記の料金に次の金額が加算されます。

①夜間勤務等看護加算 (IV) 1日70円 (介護保険適用時の1日あたりの自己負担額7円又は14円又は21円) が加算されます。

②サービス提供強化加算 (III) 1日60円 (介護保険適用時の1日あたりの自己負担額6円又は12円又は18円) が加算されます。

*介護保険給付の扱いにおいて、送迎利用、日常的に必要な医療行為 (特別診療費) 及び医師の指示により療養食を行った場合は、上記料金に別途加算料金となります。

③介護職員処遇改善加算 (IV) として、総単位数の1000分の29に相当する単位数が加算されます。その内の1割～3割が自己負担となります。

④食費

1日あたりの自己負担額 2,120円 (朝食:500円 昼食:750円 夕食:870円)
(介護負担限度額認定を受けた場合は別途料金)

⑤滞在費

1日あたりの自己負担限度額 多床室437円 (介護負担限度額認定を受けた場合は別途料金)

個室2, 200円 2人室550円

⑥複写物の料金 A4サイズまで 1枚 17円(税込)

⑦理美容費 1回 2,000円

⑧その他の料金 別途資料によりご説明いたします。

ただし介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日お住いの市町村の担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 基本利用料の減免措置

所得により高額介護サービス費の減免措置があり、食費及び滞在費においても同様の措置があります。該当する場合は、利用者が各市町村に請求または介護保険限度額認定申請となります。

※介護保険限度額認定の制度について

この制度の利用は各市町村に利用者の申請が必要で、制度の該当者は次のとおりとなっております。

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護を受けている方
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円以下
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が80万円超
第3段階②	・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金収入額+合計所得金額が120万円超

◎各利用者負担段階の負担額

第1段階

	居住費 (円)	食費 (円)
従来型個室	550円	300円
多床室	0円	

第2段階

	居住費 (円)	食費 (円)
従来型個室	550円	390円
多床室	430円	

第3段階

	居住費 (円)	食費 (円)
従来型個室	1,370円	650円
多床室	430円	

第3段階②

	居住費 (円)	食費 (円)
従来型個室	1,370円	1360円

多床室	430円	1300円
-----	------	-------

(3) キャンセル料

入所前に利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ・入所前の前日午後5時までにご連絡を戴いた場合 無 料
- ・入所前の前日午後5時までにご連絡がなかった場合 1日の利用料の30%
- ・入所前の当日午前9時までにご連絡がなかった場合 1日の利用料の70%

(4) 利用の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

(5) 支払い方法

毎月末日に請求いたしますので、請求書発行後3日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払いは、東条病院会計窓口にお支払いください。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

先ずはお電話でお申込みください。ご利用期間決定後契約を締結します。なおご利用の予約は1ヶ月前からできます。

※居宅介護サービス計画を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

①利用者の都合でサービス利用計画を終了する場合

現に短期入所療養介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出によりいつでも解約できます。この場合その後の予約は無効となります。

②自動終了

- ・利用者が介護保健施設等に入所した場合
- ・利用者が死亡した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けている利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がサービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、利用金を支払うよう催告したにも拘らず7日以内に支払われない場合、利用者または家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により、施設を閉鎖もしくは縮小する場合は30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合契約終了後の予約は無効となります。

5 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

- ①事業所は長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設介護サービス計画に基づいて療養の管理、看護、医学的管理の基における介護、その他の世話、機能訓練及び必要な医療を行うこと

により、利用者が有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにする。

②事業所は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって施設サービスの提供に努める。

③事業所は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者、他の介護保険施設、他の保健医療サービスとの密接な連携に努める。

(2) サービス利用のために

事 項	有・無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年2回以上実施しています
サービスマニュアルの実施	有	
身体的拘束	無	やむを得ない場合を除く
口腔衛生の管理	有	連携歯科医療機関鴨川市立国保病院
変更追加の申し込み	有	
虐待防止の措置	有	
業務継続計画	有	
その他		

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・面 会 平日・土日曜・祝日 13時30分～15時30分
- ・外出、外泊 主治医の許可を得る。
- ・飲酒、喫煙 禁止
- ・施設、器具の利用 サービス担当者に利用の申し出をする。
- ・金銭、貴重品の管理 利用者の申し出により病院で保管する。病室内の持込は禁止
- ・所持品の持ち込み 身の回り品以外は禁止 危険物（包丁、ハサミ等）禁止
- ・施設外での受診 家族等に連絡を取り付き添いを依頼する。
- ・宗教活動 禁 止
- ・ペット 禁 止

6 緊急時の対応方法

ご利用者に容態の変化などがあった場合、医師に連絡し必要な処置を講ずる他ご家族の方に速やかにご連絡いたします。

7 非常災害対策

- ・災害時の対応
- ・防災設備
- ・防災訓練
- ・防火管理者

} 東条病院の消防計画等による

8 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 当施設ご利用者の相談・苦情

医療相談課 電話 04-7092-1207 内線240
 担当者 平馬 美紀

(2) 外部苦情申し立て機関

鴨川市地域包括支援センター 電話 04-7093-1200

9 個人情報の保護

- (1) 入所者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- (2) 施設が得た入所者及びその家族の個人情報については、施設の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者及びその家族の了解を得るものとする。入所者及びその家族の個人情報について適切な取扱いに努めます。

10 虐待防止に関する事項

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずることとする。

- ① 従事者に対し虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を1月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ③ 虐待防止のための指針を整備する。
- ④ 虐待防止に係る措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。
- (2) 施設は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を2月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (4) 施設は、従業者に対し身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

12 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 - (2) 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - (3) 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

13 衛生管理

- (1) 事業を提供するにあたり、常に必要な設備、備品等の清潔を保持し、衛生管理を徹底する。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を1月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(4) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年2回以上実施する。

1.4 その他運営についての留意事項

(1) 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

①採用時研修 採用直後

②継続研修 年2回

(2) 従業者は職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持する。

(3) 従業者であった者に、職務上知り得た入所者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(4) この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は施設の代表者と施設の管理者との協議に基づき定めるものとする。